

診療費の未収金に対する未収金回収業務委託について

当院では、一定期間を経過してもお支払いのない未収金について、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性および病院経営健全化を目的として、未収金回収業務の一部を弁護士事務所に委託しております。

つきましては、今後、病院から再三の請求に対してご対応いただけない方は、委託先である下記の法律事務所よりご連絡いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○委託法律事務所

名 称:弁護士法人エジソン法律事務所

所在地:東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階

代表者:大達 一賢

令和8年1月5日

独立行政法人国立病院機構

東京医療センター